（船舶の運航に関する実務の経験）

第十五条　法第三十二条の七第一項の国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一　総合運航管理者試験　次のいずれかの実務の経験

イ　旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。

ロ　旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ　（略）

二　（略）

三　小型船舶運航管理者試験　次のいずれかの実務の経験

イ　旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。

ロ　旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ　（略）

（試験員の要件）

第二十三条　法第三十二条の十六第二項の国土交通省令で定める試験員の要件は、当該試験員に行わせる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一　安全統括管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務　次のいずれかに該当すること。

イ　旅客運送船舶運航事業の安全統括管理者として三年以上の実務の経験を有する者であること。

ロ　（略）

二　運航管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務　次のいずれかに該当すること。

イ　旅客運送船舶運航事業の運航管理者として三年以上の実務の経験を有する者であること。

ロ　（略）

附　則

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第百十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（管制保安部の所掌事務） **第四十四条**　（略） ２～７　（略）	（管制保安部の所掌事務） **第四十四条**　（略） ２～７　（略）